

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和3年3月31日に取扱い(サービス)を終了する、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号(名称)

株式会社フクヤ (ファミリースーパー フクヤ)

○払戻しの対象となる前払式支払手段の名称

Fukuya card (フクカ) ・ フクヤ商品券

○払戻しの申出期間

令和3年4月1日(木) 8時から令和3年6月30日(水) 21時45分まで

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

○申出の方法

営業時間内に、店内特設会場にFukuya card (フクカ)、フクヤ商品券を持参する。

○払戻しの方法

<フクヤ商品券>

申し出と同時に商品券現物の確認を行い、額面金額を現金で交付する。  
(先着順全額払い)

<Fukuya card (フクカ)>

申し出と同時に弊社システムにて確認を行い、チャージ残高を現金で交付する。(先着順全額払い)

○払戻しに関する問い合わせ先

〒625-0062

京都府舞鶴市森小字大田野540

株式会社フクヤ 営業本部 販売促進課

TEL: 0773-63-6101

FAX: 0773-64-2211

メールアドレス: [honbu@super-fukuya.co.jp](mailto:honbu@super-fukuya.co.jp)

URL: <http://www.fukuya.info/>

株式会社フクヤ

令和3年1月7日(木)